

## 三芳町食品等の放射性物質検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町民の安全・安心の確保するため、町民が消費する食品等の放射性物質検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査対象)

第2条 検査対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内で消費される食品及び飲料物等
- (2) 町民が自家消費を目的に生産栽培した農産物等

(検体)

第3条 検体は、細かく刻む又はすりつぶすなどの前処理を行い、清潔なビニール袋等に入れられている食品等とする。

(検査項目)

第4条 検査項目は、放射性物質分析機器(以下「機器」という。)によって検出可能な放射性物質とする。

(所管課)

第5条 所管課は、環境課及び観光産業課とする。

(検査場所)

第6条 検査場所は、三芳町役場2階会議室とする。

(予約の受付)

第7条 放射性物質簡易検査を希望する者(以下「検査希望者」という。)は、環境課に検査申請書(別記様式)を提出し、検査日時を予約するものとする。なお、電話での事前予約も可能とする。

(申請及び検体の持込み)

第8条 検査希望者は、あらかじめ指定された時間に、検査申請書及び検査申請書に記載した検体を前処理した上で検査場所に提出するものとする。なお、検査希望者は検査終了後、検体を持ち帰るものとする。

(検査方法)

第9条 検査方法は、町長が指定する検査職員により、機器を用いて行う。

(検査結果の報告)

第10条 所管課は、検査後に別記様式により検査希望者に検査結果を通知するものとする。

(検査料金)

第11条 検査料金は、無料とする。

(個人情報の取扱い)

第12条 検査申請書に記載された個人情報は、本検査のみで取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、長等が別に定めるものとする。

附 則

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

2 この告示は、消費者庁からの機器の貸与期間の満了をもってその効力を失う。

別記様式(第8条・第10条関係)

年 月 日

(あて先)三芳町長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 食品等放射性物質検査申請書

食品等の放射性物質検査について、「三芳町食品等の放射性物質検査実施要領」に同意した上で、次のとおり申請します。

検体の種類			採取・購入日時	
大分類	小分類	品 名	年 月 日	午前・午後 時ごろ
食品	1 農産物			
	2 水産物			
	3 飲料物			
	4 その他			
水	1 井戸水			
	2 水道水			
	3 その他			
その他				

栽培(採取)・購入場所	
その他(入手経路など)	

以下は、記入しないでください。

検査日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から
	(検査開始10分前に、三芳町役場2階環境課で受付けを済ませてください。)

## 留意事項

- 1) 項目ごとにわかる範囲で記入し、数字のある項目は、数字のいずれかに 印をつけてください。
- 2) 「栽培（採取）・購入場所」欄には、栽培（採取）の場合は市町村名を地区名まで、購入の場合は購入した店舗名を記入してください。
- 3) 検体は前処理をしたうえで持参し、検査後はお持ち帰りください。
- 4) 指定された時間に間に合わない場合や下処理を行っていない場合、検査を受けられないことがありますので、ご了承ください。
- 5) 検査希望者の申請による自主検査であるため、公表はいたしません。また、検査済証明書等の発行はいたしません。

---

### 食品等の放射性物質検査結果

単位: Bq/ kg

検査日	検体の種類	放射性セシウム 134	放射性セシウム 134	放射性セシウム 合算
平成 年 月 日				